

「部落差別の解消の推進に関する法律」【部落差別解消推進法】について

法律の目的

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴い部落差別が変貌していることを踏まえ、部落差別は許されないとの認識の下、部落差別の解消に関し、国及び地方公共団体の責務を定め、部落差別のない社会を実現することを目的として、2016(平成28)年12月16日に公布・施行されました。

この法律では、部落差別の解消のため、国は相談体制の充実、必要な教育・啓発を行うとともに、地方公共団体に必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有するとされています。また、国は地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うとされています。

地方公共団体は、国との役割分担を踏まえ、地域の実情に応じ、相談体制の充実、必要な教育・啓発を行うよう努めるとされています。

綾川町では、この法律の趣旨を踏まえ、部落差別の解消のため引き続き取り組んでまいりますので皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

あなたのプライバシーを守る「登録型本人通知制度」に登録しよう！！

問1 登録型本人通知制度とは？

答 自治体が戸籍や住民票などの個人情報を第三者(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士、本人の代理人等)に交付した場合、あらかじめ登録された住民に対して交付した事実を通知する制度です。



問2 どのようにすれば利用できるのか？

答 希望する方は、住民生活課または綾上支所住民係で登録申請をしてください。**登録は無料です。**

- ・登録ができる方 綾川町に住民登録されている方、あるいは綾川町に本籍がある方
- ・登録申請時の持参物 ①本人確認ができるもの(運転免許証等) ②認め印

問3 なぜ制度が始まったのか？

答 住民票や戸籍には本籍や住所、家族構成など重要な個人情報が記載されています。しかし、本人以外の第三者が不正に取得して悪用すると大変な被害が発生します。

そこで、**第三者に戸籍等を交付したことを本人に通知することで心当たりがない場合などは不正取得をチェックすることができます。**また、通知制度があれば**第三者による不正取得を抑止する効果も期待できます。**

ご自身のプライバシーと人権を守るためにも、是非、登録型本人通知制度にご登録ください！！